

## 敷地内及びその内外に高低差がある場合の補強コンクリートブロック造の塀について

敷地内及びその内外に高低差がある場合、補強コンクリートブロック（以下「建築ブロック」という。）造の塀を土留めとして設置しているケースが見受けられますが、建築ブロックは、あくまで塀をつくる材料であり、擁壁としての性能を満たさないこと及び崩壊した場合には、重量物であることから周囲への影響が大きく、安全上適切な措置とは認められません。

しかしながら、開発許可においては、土地の高低差30cmまでを限度に土留めとして建築ブロックの使用を認めていることなどから、県内の建築確認・検査等の実務に当たっては、当面、下記のとおり統一的に取り扱うこととします。

### 記

- 1 建築基準法施行令第62条の8の規定に適合する建築ブロック造の塀で、土地の高低差が1m以下であり、建築物の荷重が伝わらない配置とした場合については、支障がないものとして取り扱う。
- 2 建築確認審査時、道路位置指定の事前協議時等の各時点で、設計者等に対して聞き取り等を行い、上記1の取扱いを満たす場合であっても、安全上の責任は建築主及び設計者にあることを十分理解させるため、図面上に明記させるなどの措置をとる。  
（例：計画建築物は、既存の建築ブロック造の塀に建築物の荷重が直接伝わらない位置にあり、安全上支障なし 等）
- 3 建築ブロック造の塀は、関係基準・規定を守って安全なものとしなくてはならないこと、また、元来、土留めとして使用することは認められていない（擁壁としては取り扱われない）ことについて、講習会等を通じて、設計事務所、宅地建物取引業者、工務店等への周知を図る。